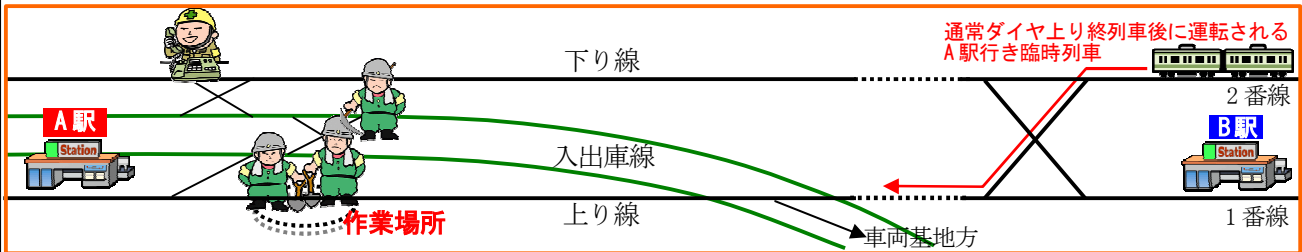


重大インシデント調査事例

運輸司令が臨時列車を失念して工事着手を承認し、同列車が作業区間を走行した事例

鉄道

概要：運輸司令は、平成 20 年 1 月 25 日 (金) 0 時 18 分頃、A 駅構内上り線での線路閉鎖工事の責任者から工事に対する着手承認の要請を受けた際、最終列車後に臨時列車が運転されることを失念して工事着手を承認した。一方、上り臨時列車の運転士は、B 駅 2 番線から列車を定刻 (0 時 19 分) に出発させた後、速度約 40 km/h で A 駅場内信号機を越えて進行させたところ、前方約 150m の上り線の線路内に作業員がいるのを発見したため、気笛を吹鳴した。その後、作業員が支障しない場所に待避したため、そのまま列車を進行させた。



事実経過

主な要因等



工事責任者
本件工事の申請書作成

業務報作成担当者 (運転課)

工事申請書のとおり、臨時列車が含まれない通常のダイヤを基準とした工事実施時刻を業務報に記載



1/25
0:17 頃

工事責任者
本件工事の業務報は確認していたが、臨時列車の運転に関する業務報は見落としていた

臨時列車の運転時刻と線路閉鎖工事の実施時刻との関係を照合していなかった

工事責任者→駅務掛 [A 駅]
上り終列車は終わったか? と確認連絡

業務報による周知方法が回覧のみで、確認は担当者に委ねられていた

0:18 頃

駅務掛
臨時列車を失念し、何も確認せず「上り終列車は行きました」と応答

旅客対応が終わった直後の気持ちに余裕がない状態で応答した

工事責任者→運輸司令
上り終列車は終わったか? と確認連絡

0:19 頃

運輸司令
上り終列車と臨時列車となる列車の停車している位置を運行表示盤で確認するが、臨時列車が運転されることを失念

工事着手承認の要請は、列車の運転が終了した後に来るものという思い込みがあった

作業場所等を確認しただけで、工事着手を承認

工事着手承認時に、業務報等により臨時列車の有無を確認することとしていなかった

0:22 頃

臨時列車が A 駅に向けて、B 駅 2 番線を出発

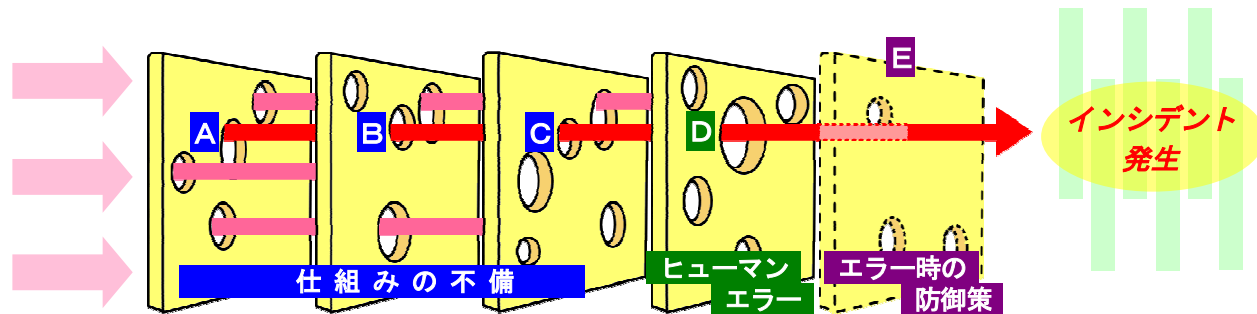
工事責任者が列車に気づき、作業員に線路外へ待避するよう指示

臨時列車が工事作業場所を進行

当該工事区間への列車の進入を防止する措置を講じることとしていなかった

再発防止のための具体的対策

本重大インシデントは、事業者の安全管理方法に不十分な点があったことが関与して、多重の安全措置の階層をすり抜け発生したと考えられます。これをスイスチーズモデルを参考に図示してみます。



- A 工事着手にあたって確認する必要がある列車番号や運転時刻を業務報等に明記するなどの仕組みが定められていなかった
- B 臨時列車の運転に関する周知方法が、業務報の回覧のみで、確認は担当者に委ねられていた
- C 工事着手承認時に、業務報等により臨時列車の有無を確認することとしていなかった
- D 複数の担当者が臨時列車の運転を失念した結果、工事に着手してしまった
- E 線路閉鎖工事区間への列車の進入を防止する措置を講じていなかった

どこかの段階で穴がふさがっていれば、インシデントの発生を防げたことがうかがえます。

また、「臨時列車を失念していた」ことや、「工事着手の承認の要請は、列車の運転が終了した後に来るもの」といった思い込みが、各階層での穴を広くし、インシデントの発生に影響していたと考えられます。さらに、これらをすり抜けて工事着手が承認された場合でも、作業場所を列車が通過することがないような措置を講じる必要があったと考えられます。

当委員会では、これらの背景要因について解析を行い、具体的対策を以下のとおり示しました。

具体的対策

- 1 工事着手にあたって確認する必要がある列車番号及びその運転時刻を、線路閉鎖工事に関する業務報等に明記するなど、工事の着手が可能となる時期等を各担当者が正確に把握できるような仕組み作りを行うこと
 - 2 工事担当者に対する臨時列車運転の周知は、回覧のみでなく担当者に直接通告するなど、担当者が必ず把握できる仕組み作りを行うこと
 - 3 運行管理装置により列車の進路等が自動制御されることを踏まえて、線路閉鎖てこ(※)を活用するなど、工事着手承認後の区間への列車が進入することを防止する措置を確実に講じることができ仕組み作りを行うこと
 - 4 業務報の確認から工事着手までに至る、各担当者の確認作業が適確に行えるようにマニュアル類の整備を図るとともに、その内容の周知徹底を図ること
- ※ 「線路閉鎖てこ」とは、線路閉鎖工事等を行う区間に列車を進入させないように、関係する信号機に停止信号を現示しておくために設けられたスイッチをいう。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成20年10月31日公表)

<http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/railway/serious/RI08-01-1.pdf>

事故防止分析官の

ひとこと

本重大インシデント後、事業者は再発防止対策をとっているところですが、通常ダイヤ終了後に臨時列車が運転されるような場合、担当者が「いつも通りだから大丈夫」という意識を持っている限り、思わぬ事故を招くおそれがあります。上記のような対策をとるとともに、業務を行う一人一人が工事や臨時列車についてきちんと確認する意識を高くもつことが求められます。